



市 からの 連絡 帳

7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。
 ～納付には、便利な口座振替を～
 ◆納税課 ☎(042-460-9832)

税・年金など

市税、国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

時 7月5日(土)・6日(日)
 午前9時～午後4時
場 市税・納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)・保険年金課(田無
 庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税、国民健康保険料(税)の納付お
 よび相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 ☎(042-460-9832)
 ◆保険年金課 ☎(042-460-9824)

動産インターネット公売

市税などの滞納者が所有する財産につ
 いて、差し押さえなどの滞納処分を行っ
 ています。
 このたび、市が差し押さえを行った動
 産をインターネットにて公売(売却)しま
 す。公売による売却代金は、滞納となっ
 ている市税などに充当されます。
□公売参加申込期間
 7月7日(月)午後1時～22日(火)午後11時
□入札期間
 7月29日(火)午後1時～31日(木)午後11時
 ※入札には原則どなたでも参加できます。
 公売財産および公売手続きの詳細は、7
 月1日(火)より市HPまたは納税課窓口で
 ご確認ください。
 ※公売は中止になることがありますので、
 最新情報は市HPをご覧ください。
 ◆納税課 ☎(042-460-9834)

国民健康保険料納入通知書を送付

平成26年度国民健康保険料納入通知
 書を、7月中旬に世帯主の方へ送付しま
 す。国民健康保険料は、皆さんが安心して医
 療にかかるための貴重な財源です。期限内
 に必ず納付するようご協力ください。

◆保険料の納め方

保険料は、7月～翌2月に8回に分け
 て納付をお願いしています。納期限を過ぎ
 ると延滞金が加算され、滞納処分を受
 ける場合もあります。

◇口座振替による納付

口座振替依頼書を納入通知書に同封し
 て送付します。口座振替を希望する方は、
 預貯金通帳・通帳の届出印・納入通知書
 をお持ちのうえ、口座のある金融機関・
 郵便局で手続きをしてください。

◇特別徴収による納付

次の①～③の全てに該当する方は、年
 金からの納付となります(特別徴収)。

- ①世帯主が国保の加入者である
- ②国保の加入者全員が65歳以上75歳未
 満である
- ③世帯主が受給する年金の年額が18万
 円以上で、国民健康保険料と介護保険料
 の合算額が年金額の2分の1を超えない

該当する方には、納入通知書でお知ら
 せします。該当しない方は、今までど
 ろり納付書や口座振替での納付となり
 ます(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達に
 より後期高齢者医療制度へ移行する場
 合は、普通徴収での納付となります。

◇特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納
 付を選択できます。詳細は、送付する納
 入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

◆納付が困難な場合はご相談を!

分割納付などの納付相談を行ってい
 ます。お気軽にご相談ください。

◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手 続きを

- ☑ 次の①～③の全てに該当する方
- ①平成21年3月31日以降に失業した方

- ②離職日時点で65歳未満の方
- ③ハローワーク発行の「雇用保険受給資
 格者証」の離職理由が次の番号の方
 11、12、21、22、31、32、23、33、34
 ※詳細は、お問い合わせください。

◆保険年金課 ☎
 (042-460-9822)

国民年金保険料免除などの申請

平成26年度(7月～翌6月分)の国民
 年金保険料免除などの申請受付を7月1
 日(火)より開始します。

国民年金保険料の納付が困難な場合は
 保険料の免除制度があります。免除制度
 には、保険料(月額)の全額(1万5,250
 円)が免除される「全額免除」と、保険料
 の一部を納付することにより、残りの保
 険料の納付が免除となる「一部納付」が
 あります。一部納付には、「4分の1納付」
 (保険料3,810円)、「半額納付」(保険料
 7,630円)、「4分の3納付」(保険料1万
 1,440円)の3種類があります。被保険
 者・配偶者および世帯主の前年の所得
 (25年中所得)が一定の基準額以下の場
 合に、申請により承認されます。希望す
 る方は免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、老齢・障害・
 遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、
 老齢基礎年金の計算の際は、保険料を全
 額納付した場合に比べて、全額免除期間
 は「2分の1」、4分の1納付期間は「8
 分の5」、半額納付期間は「8分の6」、
 4分の3納付期間は「8分の7」として計
 算されます(一部納付分の保険料を納付
 しないときは、免除が無効になり未納扱
 いとなります)。

30歳未満の方で、本人・配偶者の前
 年の所得が一定の基準額以下の場合、「若
 年者納付猶予制度」を利用できます。こ
 れは老齢・障害・遺族基礎年金の受給資
 格期間には含まれますが、老齢基礎年金
 額の計算には含まれません。

免除・納付猶予された期間については、
 10年以内であれば、古い期間から順に

保険料を納めることもできます(免除を
 受けた年度から起算して3年度を経過し
 た保険料を追納するときは、当時の保険
 料額に経過期間に応じた金額が加算され
 ます)。

※申請は原則として毎年度必要です。
□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、
 市民課(保谷庁舎1階)
 ◆保険年金課 ☎
 (042-460-9825)

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出
 産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行
 っていない方は、手続きをしてください。
 時効は2年間です。

◆出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出
 産したときに支給されます。

出産育児一時金には、医療機関へ支
 払われる直接支払制度や受取代理制度が
 あります。これらの制度を利用される場合
 は、出産前に医療機関と契約を交わすこ
 とで、出産後の申請は原則必要ありませ
 ん。

ただし、直接支払制度を利用して出
 産費用が一時金を下回る方・直接支払制
 度などを利用しない方は、申請の必要が
 あります。

□必要なもの ①保険証 ②印鑑 ③世
 帯主名義の口座が確認できるもの ④直
 接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

◆葬祭費

国民健康保険に加入している方が死
 亡し葬祭を行ったとき、喪主の方に支給
 されます。

□必要なもの ①会葬礼状または葬儀の
 領収書など、喪主であることの確認がで
 きるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名
 義の口座が確認できるもの

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・
 市民課(保谷庁舎1階)
 ◆保険年金課 ☎
 (042-460-9821)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担
 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の
 住民税の収入金額および課税所得金額と
 世帯の状況により見直し(定期判定)を行
 います。

新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡
 易書留郵便で送付します。

◆負担割合の判定基準

□2割負担の方(昭和19年4月1日以前 生まれの方は特例措置により1割負担)

- ①同一世帯の70～75歳未満の国保被
 保険者のうち、住民税課税所得(課税標準
 額)が145万円以上の方がいない世帯
- ②住民税課税所得(課税標準額)が145万
 円以上の方がいる世帯で、国保被保険者
 の収入の合計が次の金額に満たない世
 帯 ※基準収入額適用申請が必要です。
 (1)世帯に70～75歳未満の国保被保険者
 が1人…収入が383万円未満
 (2)世帯に70～75歳未満の国保被保険者
 が2人以上…収入の合計が520万円未満
 (3)世帯に70～75歳未満の国保被保険者
 が1人で、被保険者本人の収入が383万
 円以上であっても、世帯に後期高齢者医
 療制度への移行により国保を抜けた方
 (旧国保被保険者)がいる…旧国保被保

者を含めた収入が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

下記の①・②ともに該当する場合

- ①同一世帯の70～75歳未満の国保被
 保険者のうち、住民税課税所得(課税標準
 額)が145万円以上の方がいる世帯
- ②70～75歳未満の国保被保険者が1人の
 場合は収入が383万円以上、2人以上の
 場合は収入の合計が520万円以上の世帯

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された
 方で、収入金額が基準額未満の方は、基
 準収入額適用申請により2割負担(昭和
 19年4月1日以前生まれの方は特例措置
 により1割負担)となります。

※該当すると思われる方には、6月下旬
 に申請書を送付していますので、必ず申
 請してください。

◆保険年金課 ☎
 (042-460-9821)



後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担
 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の
 住民税の収入金額および課税所得金額と
 世帯の状況により見直し(定期判定)を行
 います。

◆負担割合の判定基準

□1割負担の方

- ①住民税課税所得(課税標準額)が145万
 円未満の被保険者
- ②住民税課税所得(課税標準額)が145万
 円以上の方で、被保険者の収入の合計が
 次の金額に満たない方 ※基準収入額適
 用申請が必要です。
 (1)世帯に被保険者が1人…収入が383万
 円未満
 (2)世帯に被保険者が2人以上…収入の合
 計が520万円未満
 (3)被保険者と同じ世帯に70～74歳の後
 期高齢者医療制度以外の保険に加入して
 いる方がいる…その方と被保険者の収入
 の合計が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

住民税課税所得(課税標準額)が145万
 円以上で、世帯に被保険者の方が1人の
 場合は収入が383万円以上、被保険者が
 2人以上の場合は収入の合計が520万円

以上の場合
 ※被保険者とは後期高齢者医療被保険者
 証を持っている方です。

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された
 方で、収入金額が基準額未満の方は、基
 準収入額適用申請により1割負担となり
 ます。

※該当すると思われる方には、6月下旬
 に申請書を送付していますので、必ず申
 請してください。

◆後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日から有効の後期高齢者医療被
 保険者証を、被保険者1人ずつに7月中
 旬に簡易書留郵便で送付します。

配達日に不在のときは、再配達とな
 ります。郵便局での保管期間経過後は、保
 険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2
 階)のみでの受け取りになりますので、
 本人確認できるものをご持参ください。

□新しい被保険者証

オレンジ色、有効期間…8月1日～平
 成28年7月31日

※後期高齢者医療制度について、東京い
 きいキネットHP <http://www.tokyo-ikiiki.net>
 で情報提供を行っています。

◆保険年金課 ☎
 (042-460-9823)